

印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

印西市長

印西市条例第 1 9 号

印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例

印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、印西市こどもの遊び場（以下「こどもの遊び場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、こどもが天候に左右されず、安心、安全に多様な遊びや学び、交流ができ、心身の健やかな成長を促すことができる環境を確保するとともに、子育ての負担軽減と子育て環境の向上を図るため、こどもの遊び場を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 こどもの遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市全天候型こどもの遊び場	印西市中央北三丁目 2 番地

(事業)

第 4 条 こどもの遊び場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多様な遊具や体験的な仕掛けを備え、こどもが全身を使って主体的に遊ぶことができる場の提供に関する事。
- (2) 創作活動を通じて、こどもの創造性、思考力及び表現力を育むことができる場の提供に関する事。
- (3) その他こどもの遊び場の設置の目的を達成するために必要な事業に関

すること。

（指定管理者による管理）

第5条 こどもの遊び場の管理は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第4条に規定する事業に関すること。
- （2） こどもの遊び場の利用の許可に関すること。
- （3） こどもの遊び場の利用の制限及び利用の許可の取消しに関すること。
- （4） こどもの遊び場の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を収受すること。
- （5） こどもの遊び場の維持管理に関すること。
- （6） その他こどもの遊び場の運営に関する業務のうち、市長が必要と認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書にこどもの遊び場の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- （1） 事業計画書によるこどもの遊び場の管理が利用者の平等な利用を確保するものであること。
- （2） 事業計画書の内容がこどもの遊び場の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- （3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項に規定する議会の議決を経たときは、当該候補者を指定管理者に指定する。

3 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその

旨を告示するものとする。第 12 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は第 12 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者であったものは、その満了した日又は取り消された日から 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) こどもの遊び場に係る事業及び管理の実施状況
- (2) こどもの遊び場の利用状況
- (3) こどもの遊び場の利用料金の収入実績
- (4) こどもの遊び場に係る事業及び管理に要した経費の収支状況
- (5) その他こどもの遊び場の管理の実態を把握するため、市長が必要と定める事項

（業務報告の聴取等）

第 10 条 市長は、こどもの遊び場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（申請の内容の変更等）

第 11 条 指定管理者は、第 7 条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき、又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 市長は、第 1 項に規定する承認をしたとき、及び前項の規定による届出を受けたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（指定の取消し等）

第 12 条 市長は、指定管理者が第 10 条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めは負わない。

（開館時間及び休館日等）

第 13 条 こどもの遊び場の開館時間、休館日及び利用時間は、規則で定める。

（利用できる者の範囲）

第 14 条 こどもの遊び場を利用できる者は、こども（12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）及びその保護者等（保護者その他当該こどもに同伴する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者）とする。

2 こどもがこどもの遊び場を利用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該利用が安全の確保及び管理運営に支障がない場合であって、規則で定める基準に適合するときは、こどもは単独でこどもの遊び場を利用することができる。

（利用の許可）

第 15 条 こどもの遊び場を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

（利用の制限）

第 16 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、こどもの遊び場の利用を許可しないものとする。

- (1) その利用がこどもの遊び場の設置の目的に反するとき。
- (2) 安全の確保や他の者の利用に支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的に利用するおそれがあると認めるとき。

- (5) 感染症の病気にかかっていると認められるとき。
 - (6) 施設を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。
- (利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、第15条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 第15条第2項の規定による利用の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他施設の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、こどもの遊び場を利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第19条 こどもの遊び場の利用料金は、別表に定める額とする。ただし、指定管理者は、別表に定める額の範囲内において、利用料金を定めることができるものとする。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定により定められた利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第20条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生後12か月未満の者
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受け

た者

(3) 前号の手帳を所持するこどもの保護者等 1 名

(4) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項各号に掲げる者が市外の利用者である場合も、同様に減免の対象とする。

3 減免の取扱いその他必要な事項は、規則で定める。

(利用料金の還付)

第 2 1 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第 2 2 条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第 2 3 条 指定管理者又はこどもの遊び場の管理に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項の規定により準用される同条第 1 項及び同法第 6 7 条の規定により、個人情報を保護するとともに、こどもの遊び場の管理又は事業の実施に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

(市長による管理)

第 2 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、指定管理者にこどもの遊び場の管理を行わせることができない場合は、当該こどもの遊び場の管理の業務を行うものとする。

(1) 指定管理者の指定を受けるものがないとき。

(2) 指定管理者を指定することができないとき。

(3) 第 1 1 条第 1 項の規定により指定を辞退することについて市長が承認

したとき。

- (4) 第 12 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

- 2 前項の場合におけるこの条例の規定の適用については、第 15 条から第 17 条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 19 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 3 項中「指定管理者の収入として収受させる」とあるのは「市が収受する」と、第 20 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 21 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 22 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(委任)

- 第 25 条 この条例に定めるもののほか、こどもの遊び場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 こどもの遊び場に係る指定管理者の募集、選定、指定その他これらに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 19 条）

区分		利用料金	
		市内	市外
こども	1 人 1 回	500 円	2,000 円
保護者等	1 人 1 回	500 円	2,000 円

備考

- 1 1 回の利用区分は、規則で定める。
- 2 利用時間が利用区分の時間に満たない場合の利用料金は、時間割計算

を行わない。